



平成 31 年度

互助会のしおり

千葉県公立学校教職員互助会は、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員並びにその家族の教養を高めるとともに、生活の安定と福利の増進を図ること、並びに千葉県における教育文化及びスポーツの振興発展に寄与することを目的としています。

千葉県教育委員会・公立学校共済組合千葉支部、更には会員の皆様と共に支え合いながら、“相互扶助”の精神のもと様々な事業を行っています。



一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会

〒260-8629
千葉市中央区市場町 1 番 1 号
(県庁南庁舎 9 階 福利課分室)

TEL 043-223-4119・4120・4141
URL <http://www.chibagojo.or.jp>



互助会の概要

■互助会のあゆみ (抜粋)

- 昭和 36. 2 「千葉県公立学校教職員互助組合」設立
- 37. 1 給付事業（結婚祝金・出産見舞金・退職慰労金・弔慰金・災害見舞金）の開始
- 7 貸付事業（一般・住宅）の開始
- 38. 4 成人病予防補助金の新設
- 39. 4 福祉施設利用補助金の新設
- 40. 7 特別貸付（無利子）の新設
- 46. 4 妊婦健康診断補助金・入学祝金・長期療養者見舞金の新設
- 47. 4 育児補助金の新設
- 12 「財団法人千葉県公立学校教職員互助会」と改称
- 48. 4 共催事業の開始
- 10 入院費補助金の新設
- 49. 6 退職者を対象とした退職互助事業の発足
- 平成 6. 4 長期会員慰労旅行助成（20年）の新設
- 7. 4 看護休暇給付金の新設
- 11. 4 成人病予防補助金（脳ドック）、長期会員慰労旅行助成（30年）の新設
- 21. 4 遺児育英年金事業から遺児給付金へ変更
- 22. 4 予防接種補助金の新設
- 23. 11 スクールコンサート派遣事業開始
- 25. 4 「一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会」へ移行
- 26. 4 長期会員慰労旅行助成（10年）の新設



■会員数 (平成31年1月1日現在)

- ・現職会員 38,081名
※再任用会員を含む
- ・退職会員 12,759名

■評議員会・理事会・参与会

評議員 12名・理事 12名・参与 15名

■会員資格及び加入手続き

<会員の範囲>

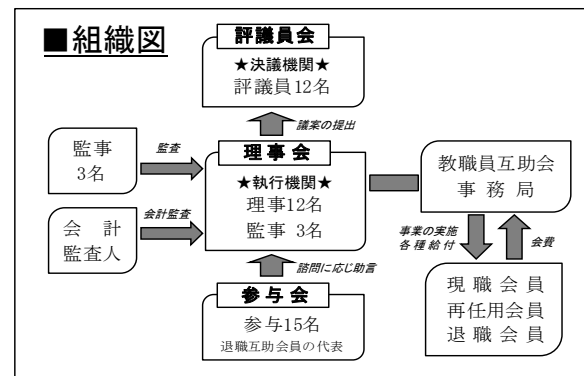
- ・公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教職員
- ・県教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員
- ・評議員会において認められた者
- ・再任用職員で上記に該当し、加入を希望する者（任用形態は問わない）

※非常勤職員・臨時的任用職員等の任期付採用職員等是非該当

<加入手続き>

加入を希望される方は、公立学校共済組合等の資格取得後、速やかに加入申込書（原票）を互助会までご提出ください。

（再任用職員で加入を希望される方は、再任用時に新たに提出が必要です）



■会費

公立学校共済組合等の資格取得日と同日加入となります。
(途中加入は認められません)

<現職会員>

給料の月額額の1,000分の8の額を毎月納入

納入した会費の100分の50の額を退職慰労金として積立

※育児休業期間及び無給の病気休職期間については会費を免除

<再任用会員>

月額3,000円を毎月納入



今年度予算

収 入		(単位：千円)
内 訳	金 額	
会 費 収 入	778,955	
事 業 収 入	668,253	
運 用 収 入	117,977	
当期収支差額分 前期末残高より繰入	343,044	
計	1,908,229	

支 出		(単位：千円)
内 訳	金 額	
短期給付事業費支出	79,816	
福祉事業費支出	403,864	
公益事業費支出	10,000	
事業費支出	1,270,843	
管理費支出	143,706	
計	1,908,229	

公益事業

公益目的事業として、県内の公立学校を対象にスクールコンサート派遣事業を実施しています。

短期給付事業・福祉事業の給付

会員に対し、各種給付を行っています。

事業区分	事業名	内 容
短期給付事業	入院費補助金	事業年度内を通算して180日を超えない期間 会員 500円/日，被扶養者 300円/日
	出産見舞金	会員又は会員の被扶養者が出産したとき 10,000円
	妊婦健康診断補助金	会員又は会員の被扶養者が妊娠健康診断を受けたとき 6,000円
	育児補助金	会員又は会員の被扶養者が出産した子を育てるとき 16,000円
	弔慰金	会員又は会員の被扶養者が死亡したとき 会 員 現職：300,000円，再任用：50,000円 被扶養者 現職：30,000円，再任用：25,000円
	災害見舞金	災害による損害の程度に応じて 50,000～300,000円 ※激甚災害時は、理事会の議決を経て別に決定
	長期療養者見舞金	基準日(4/1・10/1)に療養による休職をしているとき 10,000～150,000円
	遺児給付金	18歳以下の学齢前及び学生である被扶養者のいる会員が死亡したとき (18-遺児年齢)×50,000円+200,000円
福祉事業	人間ドック等補助金	<人間ドック> ※詳細は通知文にて確認 ・4/1現在，満30歳以上 会員 15,000円，被扶養者 5,000円 ※共済組合員かつ会員で受診年度50歳は除く ・退職前1日人間ドック(定年及び勸奨退職者) 基本健診料の全額(消費税は除く) <脳ドック> 4/1現在，満30歳以上の会員(再任用会員は除く) 3年に1回10,000円(税抜10,000円以上負担時)
	予防接種補助金	会員が予防接種を受診したとき ・インフルエンザ 1,000円/回 ・麻しん 2,500円/回
	福祉施設利用補助金	互助会指定宿泊施設(全国教職員互助団体協議会指定旅館含む)利用 1,000円/泊
	入学祝金	会員の被扶養者が小学校(特別支援学校小学部を含む)に入学したとき 10,000円
	結婚祝金	会員が結婚(内縁関係を含む)したとき 40,000円
看護休暇給付金	看護休暇取得したとき，事業年度内を通算して180日を限度に 7,000円/日	

その他の福祉事業

給付以外にも様々な事業を行っています。

事業区分	事業名	内容
福祉事業	長期会員 慰労旅行助成	4/1 現在, 会員期間が 10・20・30 年の会員(再任用会員は除く)に 旅行券配付
	福祉厚生事業 各種 あっせん事業	会員証の提示等で, 一般価格より割引いた価格で利用可能 観劇・宿泊施設・遊園施設・レンタカー・ゴルフ場・ゴルフ練習場・ 引越・旅行割引・通信講座・英会話・住宅相談・住宅資金・ライフ サポートサービス・住宅リフォーム・物販・建築・賃貸不動産 ※観劇は, 年 3 回各所属へ配付するポスター及び互助会 HP で紹介 ※その他の利用方法・金額等は, ダイアリー又は互助会 HP 参照
	共催事業	12 月に正月用品を安価であっせん
	文化事業	教育芸術活動等共催事業等を助成
	教育日記帳配付 (ダイアリー)	会員(1/1 現在)に教育日記帳を配付

貸付事業

会員が臨時に資金を必要とするときに利用できます。

種類	限度額	使 途	利 率
一 般	100 万円	臨時に資金を必要とするとき (住宅資金を除く) ※生活資金の場合は 50 万円	変動金利 年利 1.6% (H31.4.1 現在)
住 宅	100 万円	自己の居住用住宅として資金を必要とするとき	
特 別	5 万円 (2口まで)	非常災害・医療・教育等で資金を必要とするとき	無利息
看護休暇	50 万円	看護休暇期間中の生活に資金を必要とするとき	

※一般・住宅貸付の償還は, 最終回を除き, 元利均等で毎月償還
 ※特別貸付・看護休暇貸付は, 連帯保証人(互助会員)が必要
 ※再任用会員は, 特別貸付のみ適用

退職慰労金事業

毎月納入した会費の 100 分の 50 を積み立て, 会員資格を喪失(退職)したとき, その合計額を退職慰労金として返還します。(再任用会員は除く)

退職互助事業

退職後の生活の安定と福利の増進を目的として, 給付事業や福祉事業を行っています。

事業名	内 容
医療費補助金	傷病により医療機関で受診したとき, 保険適用自己負担額に対して給付
長寿記念品	喜寿・米寿・白寿を迎えられたとき記念品贈呈
福祉施設利用補助金	互助会指定宿泊施設を利用したときに給付
人間ドック利用補助金	人間ドックを受診したときに給付
各種あっせん事業	一般価格より割引いた価格で利用可能
会報の配付	『退互だより』を年 1 回配付
死亡給付金	会員がお亡くなりになったとき, 遺族の方へ給付

※退職互助事業の詳細については, 退職時配付の『ゆとり』をご覧ください。